

周知事項

国土交通省関東運輸局

- 国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するため、若者、女性、高齢者も含めた全ての人にとって魅力ある「よりホワイト」な職場づくりを行う取組。

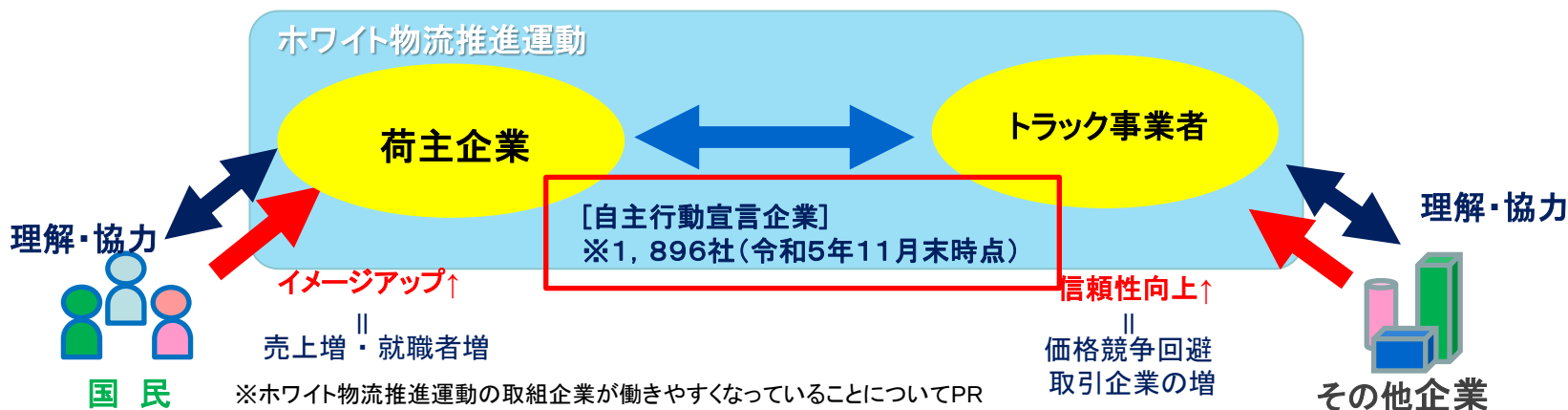
※トラックドライバーのうち、10代・20代は約10%、65歳以上は約9%、女性は約3%

- 荷主企業、トラック事業者など、関係者が連携して当該取組を強力に推進。

平成30年 5月30日

「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定

推進運動のイメージ



宣言内容

【必須項目】

- ・取組方針
- ・法令遵守への配慮
- ・契約内容の明確化・遵守

【推奨項目】 ※企業の判断で複数項目から選択

- | | |
|-------------------|----------------|
| A. 運送内容の見直し | } (宣言が多い上位3項目) |
| B. 運送契約の方法 | |
| C. 運送契約の相手方の選定 | |
| D. 安全の確保 | |
| ・物流の改善提案と協力 | |
| ・異常気象時等の運行の中止・中断等 | |
| ・パレット等の活用 | |

「ホワイト物流」推進運動 ポータルサイト

賛同企業リスト、「ホワイト物流」推進運動 推奨項目などをご紹介

賛同企業数：1, 896社（令和5年11月末時点）



<https://white-logistics-movement.jp/>



ポータルサイト 新規コンテンツ「集いの場」

賛同企業・団体同士の出会い・連携を支援する「集いの場」を8月開設
業界・業種にこだわらず賛同企業・団体の皆様が、自身の物流に関わる“困りごと”や“要望”などを、集いの場の掲示板に投稿し、その投稿を見て共感した他の賛同企業・団体様と連携に向けた意見交換ができるプラットフォームです。



「ホワイト物流」推進運動 X（旧Twitter）アカウントを立上げ

賛同した事の「効果」・「感動」体験を、他社にShare(共有)& Spread(拡散)する仕掛けとして、「ホワイト物流」推進運動の X（旧Twitter）アカウントを立上げ



「ホワイト物流」推進セミナー

- セミナータイトル：「ホワイト物流」推進運動セミナー
～物流生産性向上に向け荷主企業が推進する取組とは～
- 対象者：主に、荷主企業（業種/業界を特定せず、全産業を対象）
- 開催形態：オンライン開催（zoom）
- セミナー実施時期：令和5年10月～令和6年3月まで 月1回 [計6回]

セミナープログラム(予定)		主催者:国土交通省
1. 「ホワイト物流」推進運動の紹介		
2. 持続可能な物流に向けた働き方改革 ～時間外労働規制の見直しへ適切な対応を～		国土交通省
3. 物流DX事例の紹介 ～基盤整備の1つの形として、物流DX事例のご紹介～		富士通総研
4. 取組事例の発表 物流改革に取り組まれた事業者が、実施内容と成果・苦労談を発表。		講演企業詳細は裏面をご覧ください

異常気象時における輸送の安全確保

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うこと、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省、農林水産省及び経済産業省の連名で荷主団体宛に要請文書を発出。（資料 5 - 2、5 - 3）

適正な運賃収受のための荷主周知活動

○令和 3 年 1 2 月に「転嫁円滑化施策パッケージ」が内閣官房を中心に策定されており、原油価格の高騰等において、中小企業者等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、各種のコスト上昇分を適切に転嫁できるよう政府としても新たな取組を開始するとともに、フォローアップを通じて転嫁対策に取り組んでいく。（資料 5 - 4）

○令和 5 年 1 1 月の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」閣議決定を受け、重点支援地方交付金が増額。当交付金を活用した運輸交通事業者支援に関する協力依頼文書を関東運輸局より管内自治体あて発出。（資料 5 - 5、5 - 6）

「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン

「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインについては、関係団体に対し令和 3 年 5 月に周知したところであるが、「建設資材」「紙・パルプ」の品目についても、物流ガイドラインが策定されており、各品目ごとの関係者において、課題の意識共有を図り、サプライチェーン全体での物流改善に向け取組んでいく。（資料 5 - 7）

運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）

自動車運送事業者による働き方改革の取組を「見える化」した制度を令和 2 年度に創設したところであるが、より高い水準への移行を促すため、これまでの「一つ星」「二つ星」に加えて、「三つ星」を導入し更なる自動車運送事業者の働き方改革を推進。（資料 5 - 8）

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 2 8 日

荷主関係団体等 あて

農林水産省食料産業局食品流通課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
国土交通省自動車局貨物課

大雪等異常気象時における輸送の安全の確保に向けたご理解とご協力のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物運送に当たっては、荷主からの運送時間や運行経路等の指示に基づき運送する必要がありますが、大雪などの異常気象による突発的な道路状況の変化が生じた場合であっても、運行の中止や運送経路の変更等を行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況の中、昨今の大雪時において、高速道路や主要国道で大規模な車両の立ち往生が発生し、大型トラックが滞留の原因となったことが確認されており、トラック事業者に対する指導にとどまらず、荷主のご理解とご協力を得ながら大雪時における物流のあり方について、関係省庁とも連携し取り組んでいく必要があります。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・身体を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【要請事項】

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和5年12月1日
物流・自動車局
貨物流通事業課
安全政策課
審査・リコール課
自動車整備課

物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について

～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

物流・自動車局では、令和2年12月以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことで、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、今冬も、①車両対策（冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようお願いいたします。

① 車両対策：自動車ユーザーの皆様へ

- 積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② 運送事業者対策：トラック・バス運送事業者の皆様へ

- 年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- 運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。
- 雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主対策：荷主の皆様へ

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経

路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。

- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

(その他) 気象情報の活用

- 気象庁 HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。
<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

【添付資料】

- ・【別紙1】『雪道での立ち往生に注意！』（パンフレット）
- ・【別紙2】『冬用タイヤの溝深さに注意！』（チラシ）

【お問い合わせ先】

(①関係)

審査・リコール課 菊池、山下、馬場

代表:03-5253-8111 (内線:42352、42363)

直通:03-5253-8594

自動車整備課 杉本、坂本

代表:03-5253-8111 (内線:42413、42412)

直通:03-5253-8589

(②関係)

安全政策課 宮坂、荻島

代表:03-5253-8111 (内線:41613、41615)

直通:03-5253-8565

(③関係)

貨物流通事業課 宮屋敷、佐藤

代表:03-5253-8111 (内線:41332)

直通:03-5253-8575

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和 3 年 12 月 27 日
内閣官房
(新しい資本主義実現本部事務局)
消費者庁
厚生労働省
経済産業省
国土交通省
公正取引委員会

現在、原油価格がおおよそ 7 年ぶりの水準まで値上がりしており、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される。

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要である。

政府としては、以下の新たな取組を開始し、フォローアップしていくことを通じて、転嫁対策に全力で取り組んでいく。

1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設【内閣官房】

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、毎年 1 月から 3 月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」（以下「集中取組期間」という。）と定め、政府を挙げて、強力に取組を進めていく。

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

（1）価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買いたたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- 今年度末までに把握した情報に基づき、来年 6 月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員

会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。

- ・ また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

（２）独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】

- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。）の適用対象とならない取引（※）についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底する。

（※）資本金要件を満たさない取引（例：資本金2億円の企業と資本金1,500万円の企業の取引）
や、売買などの委託以外の取引、自家使用する役務を委託する取引（「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供」の委託）

（３）独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

- ・ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する（「買いたたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定）。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

（４）下請代金法上の「買いたたき」に対する対応

①下請代金法上の「買いたたき」の解釈の明確化【公正取引委員会】

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。
 - － 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
 - － 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールな

どで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。

- ・ 「買いたたき」を含む下請代金法上の解釈に関する相談対応の強化を図るため、下請代金法に関する相談を受け付ける公正取引委員会の「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル（0120－060－110）の更なる周知徹底を行う。

②下請代金法上の「買いたたき」に対する取締り強化【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・ 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で、改善報告書の提出を求める（※現在は法律に基づく勧告事案のみに要求）。

③下請取引の監督強化のための情報システムの構築【公正取引委員会】

- ・ 下請代金法上の違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、書面調査の回答（30 万件程度実施）に加えて、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、窓口への申告情報などを一元的に管理できる情報システムを公正取引委員会に新たに構築する。

（５）下請中小企業振興法に基づく対応【中小企業庁】

- ・ 毎年１月から３月までの「集中取組期間」において、政府で設置している中小企業からの相談窓口（下請かけこみ寺、原油価格上昇に関する特別相談窓口）における価格転嫁に関する相談をもとに、下請Ｇメンによるヒアリングを実施し、下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）に基づく振興基準に照らし、親事業者による価格転嫁の協議への対応状況を詳細に把握し、その結果を公表する。

（６）取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大【中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインを新たに策定する。
- ・ 下請Ｇメンによる調査の分析結果等を各事業所管大臣に共有し、取引適正化のための業種別ガイドラインの策定業種を拡大する。

3. 労働基準監督機関における対応

（１）最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備【厚生労働省】

- ・ 最低賃金違反や賃金・残業代の不払が疑われる事業場に対して、労働基準監督機関（都道府県労働局・労働基準監督署）が監督指導を実施し、是正を図る。このため、毎年１月から３月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行う。
- ・ 賃金不払をはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督機関による定期監督（年間 10 万事業場以上に実施）において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認するとともに、労使において賃金の引上げを行うとの取決めを行った

にもかかわらず、賃金支払が履行されず、労働基準監督機関による度重なる指導でも是正しない事業場や、定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分（※）を含め厳正に対応する。

（※）事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大または悪質な場合に、労働基準監督官が刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検すること。

（２）労働基準監督署からの通報制度の拡充【厚生労働省】

- ・ 労働基準監督機関が事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報する。

4. 公共調達における労務費等の上昇への対応【デジタル庁・経済産業省・厚生労働省等】

- ・ 来年度から新たに、賃上げを積極的に行う企業（※）の申請に対する加点を実施する。
（※）大企業であれば給与等受給者一人当たりの平均受給額を前年度比 3 % 増、中小企業であれば給与総額 1.5 % 増
- ・ 情報システムやビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、公共工事における公共工事設計労務単価制度を参考に、調達の対象となる資産・サービス毎に、デジタル庁と業種を所管する省庁などが連携して、発注者として標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する。特に、情報システムの公共調達においては、契約単価のデータベース化等により、再委託・再々委託先も含めた賃金の適正化等に向けて取り組む。

5. 公共工事品質確保法等に基づく対応の強化

（１）公共工事品質確保法等の趣旨の徹底【国土交通省】

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年 1 月から 3 月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

(2) 貨物自動車運送事業法、内航海運業法に基づく対応の強化【国土交通省】

- ・トラック運送業について、燃料サーチャージの導入等を通じて燃料価格上昇分が適切に運賃に反映されるよう、荷主企業等に協力を求めるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく標準的な運賃の導入を促す。国土交通省本省、地方運輸局等に相談窓口を設置する。荷主への働きかけ、要請、勧告・公表など同法に基づく法的対応を強化する。
- ・内航海運業について、荷主企業等に燃料価格上昇分の運賃への反映について協力を求めるとともに、相談窓口を設置し、来年 4 月から施行される改正後の内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）に基づき、対応が不適切な荷主への勧告・公表を実施する。

6. 景品表示法上の対応【消費者庁】

- ・ ①「期間限定価格」等と記載し、表示された期間内に限り安い価格で販売しているかのように表示しているが、実際には表示された期間後も同じ価格で販売していること、
 - ・ ②「追加料金不要」等と記載し、オプションサービスを追加した場合であっても追加料金が発生しないかのように表示しているが、実際には追加料金が発生する場合があること、
 - ・ ③店頭看板等において誰でも表示された安い価格で購入できるかのように表示しているが、実際には表示された価格で購入できるのは有料会員のみであること、
- など、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示については、有利誤認表示として不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）上問題となることを周知徹底する。

7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処【公正取引委員会】

- ・ 「スタートアップとの事業連携に関する指針」（令和 3 年 3 月、公正取引委員会・経済産業省）を策定したところ。この指針にのっとり、新たに、下請代金法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引について、5,000 件程度の書面調査を実施する。
- ・ 調査の結果、
 - － 秘密保持契約を締結しないままでの営業秘密の開示の要請
 - － 秘密保持契約に違反して、スタートアップの営業秘密を活用した競合商品・役務の販売
 - － 共同研究の成果に基づく知的財産権を大企業のみへ帰属させる契約の締結の要請をはじめとする「優越的地位の濫用」が疑われる事案については、立入調査を行うとともに、関係事業者が自主的な検証・改善に取り組めるよう、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

8. パートナースhip構築宣言の拡大・実効性強化

(1) 宣言企業の取組の見える化【中小企業庁】

- ・ 宣言企業については、全社に書面調査を実施し、宣言内容の実行状況をフォローアップする。取組の好事例については、これを周知していく。

(2) 宣言企業の申請に対する補助金における加点【経済産業省等】

- ・ 現在、事業再構築補助金、先進的省エネルギー投資促進支援事業など5つの補助金については、それらへの申請に際し、パートナーシップ構築宣言を行っている企業に対しての加点措置を実施しているが、その対象範囲を全省庁の補助金に拡大することを検討する。

(3) コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置付け【経済産業省】

- ・ 実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する具体的な取組を取りまとめている「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（平成30年9月、経済産業省）において、パートナーシップ構築宣言が望ましい取組であることを示す。

9. 関係機関の体制強化

- ・ 優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、公正取引委員会に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置するとともに、体制強化を図る。【公正取引委員会】
- ・ 下請取引の監督を強化するため、現在120名の下請Gメンの体制を来年度から倍増させ、年間1万社以上の中小企業の現場の声を聴取する。【中小企業庁】
- ・ 賃金引上げなど労働条件向上に向け、労働基準監督署に労働条件向上相談窓口（仮称）を設置するとともに、体制強化を図る。【厚生労働省】

10. 今後の検討課題

(1) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正【公正取引委員会】

- ・ 近年、各種のデジタル技術、デジタル関連サービス等の発達を背景に、さまざまな事業分野において寡占化が進む中、垂直的な取引の適正化について、より正面から取り組んでいくため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月、公正取引委員会）の策定以来の運用実績や、近年の諸外国における「買いたたき」等に対する考え方も参考にし、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討する。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

資料5-5

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

○ 予算額 : 1兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)

- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

追加額1兆2,000億円(Ⅰ及びⅡの合計)

Ⅰ.低所得世帯支援枠(5,000億円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ.推奨事業メニュー(7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

関 交 企 第 101 号
関 観 企 第 55 号
令和 5 年 11 月 9 日

各都県知事 殿
各市区町村長 殿

関東運輸局長

「重点支援地方交付金」の活用による運輸交通・物流・観光事業者支援に
関する御協力のお願いについて

平素より、国土交通行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

運輸交通・物流・観光事業者については、昨今のエネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受け、依然として非常に厳しい状況におかれているところです。

この度、令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」については、「物価高により厳しい状況にある生活者・事業者を引き続きしっかりと支えるため、物価高対策として地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用可能な交付金を追加的に拡大する」旨が盛り込まれ、岸田内閣総理大臣による会見において、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）を 0.5 兆円追加する旨発言がありました。

これまでも、多くの自治体において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して、感染症対策経費や運行継続のための補助等の運輸交通・物流・観光事業者向けの支援を行っていただいておりますが、今般においては令和 5 年 3 月に引き続き、基本的には前回同様の 8 つの支援メニューにより、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、支援を行う事業が対象となる見込みです。なお、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症との関連は要件とされない予定です。

予算の詳細等については、補正予算の編成過程を踏まえ後日改めて内閣府より通知がありますが、引き続き、路線バス等の地域公共交通の維持確保支援や、地域のタクシー事業者等に対する営業支援、観光バス利用促進等の貸切バス事業者に対する事業継続支援、運送事業者に対する燃料高騰負担軽減、特別高圧で受電する鉄道事業者等に対する支援、旅行需要喚起といった観光事業者の経営改善の支援に加え、人手不足対策に対する支援等への活用が期待されるところです。

都道府県知事及び市区町村長の皆様におかれましては、極めて厳しい状況にある運輸交通・物流・観光事業者に対して、「重点支援地方交付金」を活用した支援について、年内の予算化に向けたご検討をいただけますようお願い申し上げます。

【送付資料】

（資料 1）「重点支援地方交付金」の追加について（内閣府地方創生推進室事務連絡（令和 5 年 11 月 2 日））

（資料 2）地方創生臨時交付金の活用事例

（資料 3）関東運輸局管内の状況

以上

令和 3 年 5 月

各業界団体等の皆様

国税庁酒税課
厚生労働省労働基準局労働条件政策課
農林水産省食料産業局食品流通課
農林水産省食料産業局食品製造課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
国土交通省総合政策局物流政策課
国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室
国土交通省自動車局貨物課

**「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた
ガイドライン 加工食品、飲料・酒物流編」の周知のお願い**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、トラック運送業においては、ドライバーの長時間労働及びそれを一因とするドライバー不足が大きな課題となっており、これまで、30分以上の荷待ち時間が生じた件数が多い品目（加工食品、建設資材、紙・パルプ）についてサプライチェーンごとの懇談会を立ち上げ、課題整理や改善策について検討を行い、その結果を踏まえ、令和2年5月に各品目のガイドラインを策定しました。

令和2年度は、引き続き荷待ち時間の発生件数が多かった飲料・酒物流について、トラック運送事業者、発着荷主等の関係者が連携した飲料・酒合同会議を設置し、実証実験などを通してサプライチェーン全体での検討を実施してきました。

今般、飲料・酒合同会議において、実施した実証実験で得られた結果などを中心に、加工食品懇談会において策定した上記ガイドラインを、「加工食品物流編」から「加工食品、飲料・酒物流編」へ改訂しました。

つきましては、本ガイドラインを通して、幅広い関係者の皆様加工食品、飲料・酒物流特有の課題について意識共有を図り、サプライチェーン全体での物流改善に向けて取り組んでいただけるよう、傘下事業者等の関係者へのご周知にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

<ガイドライン及び懇談会の掲載HP>

- ・ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000106.html

<ガイドライン報道発表>

- ・ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html

敬具

【本件に関するお問い合わせ】

国土交通省自動車局貨物課 池澤、上中

電話：03-5253-8111(内線 41313) FAX：03-5253-1637

令和 5 年 3 月 22 日
自動車局総務課企画室

「働きやすい職場認証制度」令和 5 年度申請スケジュールのご案内 ～「三つ星」も新たに導入し、より高い水準への移行を促進～

自動車運送事業者による働き方改革の取組（職場環境の改善努力）を「見える化」した「働きやすい職場認証制度」について、認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、令和 5 年度より、これまでの「一つ星」・「二つ星」に加えて、新たに「三つ星」を導入します。

1. 概要

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的な取組の一環として、令和 2 年度に「働きやすい職場認証制度」を創設しました。「一つ星」の導入から開始し、令和 4 年度より新たに「二つ星」を導入したところです。

「二つ星」認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、令和 5 年度より、新たに「三つ星」を導入します。「三つ星」においては、「一つ星」・「二つ星」よりも認証項目を追加するとともに、働きやすい職場実現のための方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制整備などを事業者が主体的に設定し、その改善に向けた PDCA が適切に回っているかについても審査します。

なお、認証取得によるインセンティブも引き続き強化する予定であり、認証取得の一層の促進、更なる本制度の普及により自動車運送事業者の働き方改革を推進してまいります。

2. 詳細

（1）対象

自動車運送事業者（トラック事業者、バス事業者（乗合、貸切）、タクシー事業者）

（2）審査要件

- ・ A 法令遵守等、B 労働時間・休日、C 心身の健康、D 安心・安定、E 多様な人材の確保・育成、F 自主性・先進性等

の 6 分野についての取組要件を満たしていること。

※ F は「二つ星」・「三つ星」のみ。「一つ星」では参考点として点数化。

※ 「三つ星」においては、B、C、E について認証項目を追加。

- ・ 「三つ星」においては、A～F の認証項目に加え、働きやすい職場実現のための方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制整備などの記載欄を設け、事業者の改善に向けた PDCA が適切に回っているかについても審査。

（3）認証手続き

国土交通省の指定を受けた一般財団法人日本海事協会（ClassNK）が認証実施団体として申請受付、審査及び認証手続きを実施。

(4) 審査料・登録料(「一つ星」・「二つ星」)

・審査料: 55,000 円* + 3,300 円 × 営業所数(本社除く)

(*: インターネットによる電子申請の場合、33,000 円に割引。)

電子申請による「一つ星」の継続申請の場合、16,500 円に割引。)

・登録料: 66,000 円 + 5,500 円 × 営業所数(本社除く)

※料金は全て税込。

※「三つ星」の審査料・登録料については、後日日本海事協会より公表。

(5) 認証取得によるインセンティブ(今後の予定を含む。)

別添 2 のとおり。

3. スケジュール(予定)

【「一つ星」新規・継続／「二つ星」新規認証】

(1) 申請受付期間: 令和 5 年 7 月 18 日～9 月 15 日

(2) 認証事業者の公表: 令和 6 年 2 月以降順次

【「三つ星」新規認証】

(1) 申請受付期間: 令和 5 年 9 月 19 日～10 月 16 日

(2) 認証事業者の公表: 令和 6 年 3 月以降順次

<参考>

(1) 自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要(別添 1)

(2) 「働きやすい職場認証制度」認証取得によるインセンティブ(別添 2)

(3) 一般財団法人日本海事協会 プレスリリース

「2023 年度 働きやすい職場認証の申請スケジュールを決定 新たに「三つ星」の申請受付を開始」

https://www.classnk.or.jp/hp/ja/hp_news.aspx?type=press_release&id=9343&lang=JP&layout=1

(4) 国土交通省自動車局「働きやすい職場認証制度」紹介ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000025.html

(5) 一般財団法人日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

<https://www.untenshashokuba.jp/>

以 上

【お問い合わせ先】

自動車局総務課企画室 福田

代表 03-5253-8111 (内線 41162)

直通 03-5253-8564